

市第67号議案

横浜市三殿台考古館等の指定管理者の指定

次のように横浜市三殿台考古館等の指定管理者を指定する。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館	都筑区中川中央一丁目18番1号	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 代表理事 佐 藤 信	令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市三殿台考古館等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）